

# 学位論文審査の要旨

学位申請者	<b>本山 央子</b> ジェンダー学際研究専攻 2015年度生			論文題目	冷戦後安全保障の再構築と国際ジェンダー平等規範 ——女性・平和・安全保障アジェンダの形成と日本による受容——
審査委員	主査:	申 琪榮	准教授	インターネット公表	学位論文の全文公表の可否： <input checked="" type="checkbox"/> 否
	副査:	小林 誠	教授		「否」の場合の理由
	副査:	大橋 史恵	准教授		<input type="checkbox"/> ア. 当該論文に立体形状による表現を含む
	審査委員:	荒木美奈子	准教授		<input type="checkbox"/> イ. 著作権や個人情報に係る制約がある
	審査委員:	伊藤 るり	教授		<input type="checkbox"/> ウ. 出版刊行されている、もしくは予定されている
		(津田塾大学)			<input checked="" type="checkbox"/> エ. 学術ジャーナルへ掲載されている、もしくは予定されている
学位名称	博士 (社会科学)	(Ph. D. in International Relations and Gender Studies)			<input type="checkbox"/> オ. 特許の申請がある、もしくは予定されている
					※本学学位規則に基づく学位論文全文のインターネット公表について

## 学位論文審査・内容の要旨

本論文は、国連安全保障理事会で女性・平和・安全保障(WPS)に関する初めての決議である「安保理決議1325号」(2000年)とその後採択された同分野の安保理決議10件(2019年10月現在まで)の内容が日本の国内アクションプランに受容される過程を分析した。国際政治学の先端理論であるWeberらのポスト構造主義を分析ツールとして、なぜWPS関連の一連の安保理決議が、国際フェミニスト運動が目指した脱軍事化の変革を起こせず、日本の国内アクションプランもフェミニスト平和運動の期待に程遠いものとなったかを90年大以降の日本の外交青書などを用いて分析した。国際ジェンダー規範の発展過程において、紛争地の女性は外からの救援者によって救われるべき存在と構築され、第一世界(グローバルノース)の国々は、「女性の人権を守る」資格のある優越な立場を再確立する結果となった点、日本の国内アクションプランはそれら先進国の一員になるのにふさわしい男性的な主権を確立させようとした動機が働いた点を明らかにし、その結果、国内アクションプランには、慰安婦問題や脱軍事主義、国内のジェンダー不平等問題などが欠落し、海外での役割のみを強調するものになったと結論つけた。

第1回目の審査会は2019年12月5日に開かれ、資料の使い方や理論の不明瞭さ、また90年代の日本のODA政策に関するレビューが足りない点が指摘された。第2回目の審査会は2020年2月3日に行われ、論文構成の変更や1回目指摘された点が改善されたことが確認された。2020年2月28日には、公開発表会および最終審査会が行われた。最終審査会では、本論文が国際政治、国際開発研究分野に新たな知見を与えたと評価され、審査員全員で留保なく博士論文としての水準に至ったことと判断した。

以上を総合して、本審査委員会は、本論文を、本学大学院人間文化創成科学研究科における博士(社会科学)(Ph.D. in International Relations and Gender Studies)の学位を受けるにふさわしいと判断した。